令和 4 年 7 月 1 1 日 (月) ~ 8 月 1 0 日 (水)

※締切日 午後5時必着

新事業創出·業態転換等支援事業費補助金 (原油価格·物価高騰等対策枠)

非製造業の行う新規性の高い取組やコスト削減に効果のある設備の導入に要する 経費の一部を最大100万円まで補助します

対 象 者

<u>秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績があり、原油価格・物価高騰等の</u> 影響により次の条件のいずれかを満たしている中小企業者

- ・令和4年1月以降のいずれかの月の売上高が平成31年から令和3年の同月比で10%以上 減少していること
- ・令和4年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格が平成31年から令和3年の同月比で20%以上上昇していること
- ※ 一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。
- ※ 売上高減少や仕入価格上昇は、実施要領で指定する様式により、金融機関や商工団体からの確認が必要となります。

対象事業

製造業以外であって、原油価格・物価高騰等により経営にダメージがあった県内中小企業者が行う、経済環境の変化に対応しながら事業継続と成長を目指す取組

- ① 新商品・サービスの開発、生産、販売
- ② サービス提供までのプロセス改善等による生産性向上
- ③ 新分野進出
- 4) 業態転換
- **⑤ 省エネルギー化等によるコスト削減**
- ※ 新分野進出とは、産業分類の小分類以上が変わるような取組のことです。
- ※ 省エネルギー化等によるコスト削減とは、既存設備を入れ替えることによりエネルギー効率の改善や生産効率の向上で 費用低減に資する取組のことです。
- ※ 書面審査を経て補助金の交付決定後(9月中旬以降)に実施する取組が対象です。

補助率等

補 助 率 2/3以内(グループの場合 3/4以内)

補助上限額 100万円

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(県庁第2庁舎3階)

TEL: 018-860-2244 FAX: 018-860-3887 Email: com-tra@pref.akita.lg.jp

補助期間

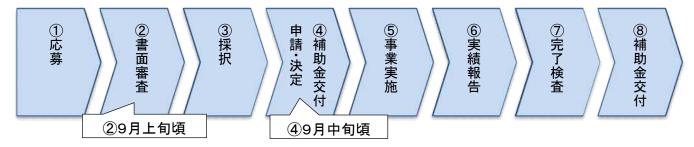
交付決定日から令和5年2月28日 (火)

補助対象経費

①専門家謝金	講師、専門家コンサルタント謝金。事業費全体の1/5まで。
②専門家·調査等旅費	講師、専門家コンサルタント旅費。マーケティング調査旅費。
③研修·資格取得費	外部研修機関受講料、資格取得に係る受験料。
④需用費	事業の実施に必要な消耗品の購入に要する経費。汎用性の高いものを除く。
⑤役務費	運搬料、郵送料。展示会出展等のため手数料。
⑥委託費	新商品試作費。技術研究・マーケティング委託費。 事業費全体の1/2まで 。
⑦外注費	補助事業者が直接実施できないものを外注するために必要な経費。
⑧使用料及び賃借料	新商品等の展示会出展、各種研修に係る会場料、展示什器・機械使用料。
⑨公的認証等取得経費	公的認証・品質表示等の取得に係る認定申請費用・認定審査費。
⑩原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。
⑪機械器具等導入費	機械装置。車両及び運搬具。ソフトウェア。工具・機器及び備品。ただし、 パーソナル・コンピュータや汎用性の高いものを除く。
⑫広告宣伝費	広告宣伝に要する経費。ただし、 事業費全体の1/3まで 。
③その他	知事が必要かつ適当と認める経費。

- ※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。
 - ●交付決定日よりも前に購入、設置、契約等をしたもの ●飲食代
 - ●試作品以外の製品の原材料費、委託料、外注加工費 ●事務所経費、事務経費、その他経常的経費
 - ●その他、事業実施に必要と認められないもの

応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は実績報告・完了検査後の精算払いとなります。

応募方法

- ①を作成し、②から⑥を添付して応募書類提出先まで提出ください。
- ①は秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

1	新事業創出・業態転換等支援事業応募書(様式第1,3,4,6,7号)	
2	直近3期分の財務諸表	
	(賃借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書)	
3	履歴事項全部証明書(個人事業者の場合は個人事項証明書)	
4	会社案内など、会社の概要がわかるもの	
5	経費の積算根拠となる参考見積書	
6	省エネルギー化等によるコスト削減に資する設備の場合、その性能を示すもの	